

三島町簡易水道事業経営戦略

令和 8 年度～令和 17 年度

令和 8 年 3 月

福 島 県 三 島 町

三島町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 福島県三島町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 29 年 1 月 10 日	計画給水人口	2,290	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	1,301	人
		有収水量密度	34.675	千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 <small>(複数選択可)</small>				
施 設 数	浄水場設置数	6	管 路 延 長	42.2	千m
	配水池設置数	15			
施 設 能 力	1,377	m ³ /日	施 設 利 用 率	35.5	%

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	単一制 ・基本料金 10m ³ まで1,900円 ・超過料金 1m ³ につき190円
料 金 改 定 年 月 日 <small>(消費税のみの改定は含まない)</small>	平成 17 年 4 月 1 日

④ 組織

簡易水道事業の管理組織は、産業建設課産業建設係において執行する。
 全体総括：産業建設課長（事務職・50代）
 事業管理責任者・水道技術管理者：産業建設課建設係長（事務職・40代・経験年数10年）
 事業担当：産業建設課建設係主事 1名（事務職・20代・経験年数5年）
 施設管理・検針・集金担当：個人委託（70代・経験年数47年）

(2) これまでの主な経営健全化の取組

従来、5事業体に分かれていた簡易水道事業について、経営の効率化及び維持管理体制の強化を図る観点から、事業の再編を実施し、5事業を4事業へ統合した。近隣市町村との情報交換を行い、連携による技術力の補強や施設管理業務の共同化について検討を行います。

*1 水道事業の広域化とは、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。
 令和7年度に公表されている令和6年度決算「経営比較分析表」を添付。
 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を示す経営指標を活用し、本町の経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を実施している。

3. 経営の基本方針

三島町簡易水道事業は、住民生活に必要な不可欠な「水」を提供するライフラインとして、昭和29年の給水事業開始以来、山間部に集落が点在しているため、順次、集落ごとに施設を整備し、増大する水需要に対応してきた。経営面では、高齢化による人口減少に伴う収入減の傾向が続いている一方で、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化には多大な費用が必要となるため、今後の経営状況はますます厳しいものとなるが見込まれる。このような状況に対応し、施設等の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど経営基盤強化のための取り組みを一層推進すると共に、投資費用の合理化を前提として「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要である。このため、「住民に安全で安心な良質な水道水の安定した供給」を目標に、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定する。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①人口減少社会に対応した施設の改修 ②低予算で最大の効果を生む事業の構築
-----	---

○計画期間における主な投資の内容
 ・早戸地区水道管布設工事 240,000千円
 ・松原地区水道管布設にかかる舗装本復旧工事 85,000千円
 ・大登地区ろ過機設置工事 15,000千円
 ○投資内容における取り組み
 ・ストックマネジメントを導入し、計画的な点検・調査及び改築・更新を行い、支出の平準化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安定した経営のため、経常収支比率を100%以上で維持し、一般会計からの繰入金を削減することを目標とする。また投資に必要な財源の確保にあたり、企業債については、世代間の公平性の確保に不可欠であり、償還金や利子等により経営が圧迫されないように努める。
-----	---

○料金収入の見直しに関する事項
 ・給水人口及びそれに伴う水需要の減少に比例して料金収入も減少していくことを前提とした。
 ・未納額を把握し、関係各課と連携を図りつつ、滞納者と協議しながら継続した徴収を行い、未納額の縮減に努める。
 ○企業債に関する事項
 ・新規投資（建設改良費）については、起債借入にて賄うことを前提とした。
 ○繰入金に関する事項
 ・基準内繰入金：令和7年度における国が示す操出通知に基づき試算
 ・基準外繰入金：
 （収益的収入）収支均衡となるように赤字補てん額を繰入
 （資本的収入）現金預金残高が令和6年度残高を下回らないように繰入

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項
 令和7年度の人員数が今後も続くと仮定し、令和6年度実績値に基づく一人当たり職員給与費を基準に、人事院公表資料「本年の給与と働きのポイントと給与と働きの仕組み（令和7年8月）」より令和2年度から令和6年度の幾何平均値0.9%をベースアップ率とし加味し、推計
 ○動力費及び薬品費に関する事項
 令和2年度から令和6年度までの実績値の平均を基準値とし、それに物価上昇率及び配水量増減率を加味し、推計
 ○修繕費に関する事項
 令和2年度から令和6年度までの実績値の平均を基準値とし、それに物価上昇率を加味し、推計
 ○委託費に関する事項
 令和7年度の予算値を基準値とし、それに物価上昇率を加味し、推計
 ○その他
 令和2年度から令和6年度までの実績値の平均を基準値とし、それに物価上昇率を加味し、推計

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	集落間及び近隣町村との距離の関係から、広域化については未検討である。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	当町は、民間による投資効果は薄いと判断し、未検討である。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	ストックマネジメントの調査・点検の結果を反映し、投資の平準化を図る。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	耐用年数及び施設の状態を考慮した上で検討を実施。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	更新工事に際し、現状の水需要に応じた施設・設備の合理化を実施。

その他の取組	特になし
--------	------

② 財源についての検討状況等

料 金	料金収入については、既存の料金体系を維持した計画としているが、住民サービス及び近隣町村の動向を見ながら、料金体系について検討する。
企 業 債	利率の高い企業債については、財政担当部局と連携し、繰上償還等を検討する。
繰 入 金	基準内・外を問わず、財政担当部局と協議・検討する。
資産の有効活用等（*2）による 取 入 増 加 の 取 組	特になし
そ の 他 の 取 組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、また、5年ごとに見直しを行うことにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。ただし、経営状況の変化に応じて必要と判断される場合は、適宜見直しを実施する。
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

区 分	年 度		R37 2055年度	R36 2054年度	R37 2055年度	R36 2054年度	30 (単位:千円、%) 計画期間 (R8~12)内 平均値
	29	28					
収 益	1. 営業 収 益 取 入	(A)	10,253	10,809	10,253	10,809	25,999
	(1) 料 金 取 入		10,228	10,584	10,228	10,584	25,975
	(2) 受 託 工 事 取 益	(B)	0	0	0	0	0
約 収	(3) そ の 他		25	25	25	25	25
	2. 営 業 外 助 収 益		71,289	72,106	71,289	72,106	94,670
	(1) 補 助 金		54,226	54,608	54,226	54,608	34,999
収 入	(2) 他 計 補 助 金		54,226	54,608	54,226	54,608	34,999
	(3) 期 前 受 金 取 入		0	0	0	0	0
	(4) そ の 他	(C)	36	36	36	36	36
約 支	1. 営 業 費 用	(D)	81,542	82,715	81,542	82,715	120,869
	(1) 員 給 与 費		77,570	77,570	77,570	77,570	108,688
	(2) 基 本 給 料		8,141	8,067	8,141	8,067	6,377
支 出	(3) 退 職 給 付 費		4,118	4,081	4,118	4,081	3,226
	(4) そ の 他		0	0	0	0	0
	(5) 経 費		4,023	3,888	4,023	3,888	3,152
支 出	(6) 修 繕 費		52,402	51,986	52,402	51,986	42,886
	(7) 材 料 費		8,601	8,516	8,601	8,516	6,578
	(8) そ の 他		34	34	34	34	26
支 出	(9) 減 価 償 却 費		43,766	43,436	43,766	43,766	36,084
	(10) 外 費 用		17,027	17,462	17,027	17,462	59,835
	(11) 支 払 利 息		2,040	2,539	2,040	2,539	11,497
支 出	(12) そ の 他		1,725	1,738	1,725	1,738	1,114
	(13) 支 出 計	(E)	81,336	81,792	81,336	81,792	120,195
	(14) 常 損 益	(F)	206	923	206	923	474
特 別 損 失	(15) 特 別 損 失	(G)	0	0	0	0	0
	(16) 特 別 損 失	(H)	0	0	0	0	0
	(17) 当 年 度 純 利 益 (又は純損失)	(I)=(E)-(F)-(G)-(H)	206	923	206	923	474
流 動	(18) 繰 越 利 益 剰 余 金 又は 繰 越 欠 損 金	(J)	5,520	5,313	5,520	5,313	△ 8,033
	(19) 動 産	(K)	96,740	96,533	96,740	96,533	0
	(20) 負 債	(L)	13,547	13,547	13,547	13,547	0
流 動	(21) うち 未 収 金		56,526	56,526	56,526	56,526	0
	(22) うち 建設 改良 費 分		16,139	15,692	16,139	15,692	0
	(23) うち 一時 借 入 金		40,834	40,834	40,834	40,834	0
累 積 欠 損 金 比 率	(24) 累 積 欠 損 金 比 率	(M)=(I)/(A)×100	0	0	0	0	0
	(25) 地方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額	(N)	0	0	0	0	0
	(26) 営 業 収 益 一 受 託 工 事 取 益 (A)-(B)		10,809	10,809	10,253	10,809	25,999
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額	(27) 地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額	(O)=(L)/(M)×100	0	0	0	0	0
	(28) 健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額		0	0	0	0	0
	(29) 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額		0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額	(30) 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額	(P)	0	0	0	0	0
	(31) 健 全 化 法 施 行 令 第 22 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 比 率	(Q)=(N)/(P)×100	0	0	0	0	0
	(32) 健 全 化 法 施 行 令 第 22 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 比 率		0	0	0	0	0

原価計算表

布設年月日 昭和29年1月10日
 給水人口 1,301人
 計算期間 自令和8年4月
 至令和12年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 29,533	千円 25,975	千円	千円 25,975
給 水 装 置 工 事 費				
そ の 他	11	25		25
合 計	29,544	25,999	0	25,999

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
取水・貯水及び導水費	千円	千円	千円	千円
人件費				
給料				
諸手当				
福利費				
電力費				
修繕費				
用水費				
減価償却費				
その他				
小 計	0	0	0	0
浄水及び送水費				
人件費				
給料				
諸手当				
福利費				
浄水用品費	818	946		946
電力費				
修繕費	7,668	5,177		5,177
減価償却費				
その他	1,051	822		822
小 計	9,537	6,945	0	6,945
水				
人件費				
給料				
諸手当				
福利費				
電力費				
修繕費				
減価償却費				
その他	12,089	9,462	9,462	
小 計	12,089	9,462	9,462	0
水装置工事				
人件費				
給料				
諸手当				
福利費				
材料費				
その他				
小 計	0	0	0	0
一般管理費				
人件費				
給料	3,111	3,226		3,226
諸手当	2,499	2,099		2,099
福利費	1,015	1,053		1,053
備品費				
消耗品費				
通信運搬費				
光熱費				
修繕費	2,071	1,398		1,398
公課				
支払利息	6,388	10,383	10,383	
減価償却費	60,141	59,635	59,635	
その他	33,212	25,994	15,154	10,840
小 計	108,437	103,788	85,172	18,616
合 計	130,062	120,195	94,634	25,561

資産維持費(Z)	23,361
料金対象経費(Y)+(Z)	48,922

(X)/(Y)+(Z)*100= 53.09%

<料金水準についての説明>

- ・「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表(令和4年1月25日付総務省通知「経営戦略」の推進について)により、総括原価の算定を実施しました。
- ・上記算定期間における収支計画では、他会計補助金等の営業外収益などから、収支は黒字が見込まれています。
- ・その一方で、料金対象経費に対する料金収入の割合は約53%であり、100%を下回っている状況にあります。
- ・以上を踏まえ、料金については今後の収支のバランスに注視しながら、料金改定の必要性を検討していきます。

※ 資産維持費=対象資産(R8期首残高+R12期末残高)÷2×資産維持率(3%)

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。